



「指定緊急避難場所」は、津波、洪水等、災害による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけるものです。

- 【一時避難所とは…】
公民館など50人以上を受け入れることができる施設
- 【収容避難所とは…】
小・中学校など100人以上を受け入れることができる施設
※災害の状況、施設の被害状況、周辺の状況から安全を確認し、開設します。
※使用可否は、同時に起こる可能性のある洪水も踏まえ、判断しています。

○：使用可（○内に数字がある場合、数字以上の階が使用可）
×：使用不可

(一次避難所)

No	小学校校区	名称	電話番号	使用の可否 避難所
①	東若久	東若久公民館	541-9548	○

(収容避難所)

No	小学校校区	名称	電話番号	使用の可否 避難所
①	東若久	東若久小学校	561-8020	○



- 凡例**
- 区界
 - 校区
 - 指定緊急避難場所(一時避難所)
 - 指定緊急避難場所(収容避難所)
 - 区役所
 - 警察署
 - 救急告示病院
 - 水防倉庫
 - その他主要行政機関
 - 消防署
 - 水位観測所
 - 道路アンダーパス

- 家族の防災メモ**
- 家族の避難先
 - 家族の集合場所
 - 避難所の電話番号

※市が指定する避難所への避難をお考えの場合には、事前に開設状況について、市ホームページ又はお住いの区役所総務課で、ご確認ください。
※浸水想定区域図が掛かる小学校校区の避難場所等を記載しています。詳細な場所や記載されていない避難所等の確認は「福岡市Webまっぷ」をご利用ください。
<https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/fukuoka/Portal>